

訪問型サービスA(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		999 単位	999	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		日割の場合 ÷ 30.4 日		33 単位	33	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2)1週に2回程度の場合		1996 単位	1,996	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		日割の場合 ÷ 30.4 日		66 単位	66	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合		3167 単位	3,167	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		日割の場合 ÷ 30.4 日		104 単位	104	1日につき	
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		243 単位	243	1回につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める場 合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき	
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める場 合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割			日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行う場 合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	へ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の	270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の	287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の	249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の	266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	170/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。